第千五百八十八号

平成十七年

曜

七月二十一日 木

日

山梨県告示第三百九十三号

担当させる機関を次のとおり指定した。 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、 医療を

平成十七年七月二十一日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

フー メン薬局 名 称 都留市四日市場瀬中二百十二番地 所 在 地

示

目

次

道路の区域変更 (二件) 五二八 結核予防法に基づく医療機関の指定 (二件)...... 土地改良区の定款の一部変更の認可......五二七 五二七

県営土地改良事業の完了 (二件)......五二八

採石業務管理者試験の実施......五二九 公共測量の実施......五二九

あっせん員候補者の告示......五三一

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について................................五三〇

屋外広告物講習会の開催について......五三〇

告

示

山梨県告示第三百九十二号

担当させる機関を次のとおり指定した。 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、 医療を

平成十七年七月二十一日

山梨県知事

Ш 本 栄

彦

称 南アルプス市在家塚千二百番地 所 在

Щ

梨 県

公

報

第千五百八十八号

平成十七年七月二十一日

中島薬局

名

山梨県告示第三百九十四号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 次

のとおり家畜の検査を実施する。

平成十七年七月二十一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

実施する区域

県内全域

Ξ

実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

種類

鶏 (採卵鶏に限る。)

実施する区域内で千羽以上の採卵鶏を飼育している農場で飼育されている採卵鶏

で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの

兀 平成十七年七月二十五日から平成十七年九月十六日までの間において採卵鶏を飼育 実施の期日

五 検査の方法 血清抗体検査 (寒天ゲル内沈降反応)

している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日

その他必要な検査

地

山梨県告示第三百九十五号

Щ

五八

七年七月十二日上野原町土地改良区の定款の一部変更を認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 平成十

平成十七年七月二十一日

山梨県知事 Ш 本 栄

彦

X

間

の 旧 別 新

敷地の幅員 (メートル)

延

長

(メートル)

八五番の一一八地先から南都留郡富士河口湖町大字大石字湖中二五 南都留郡富士河口湖町大字大石字湖中二五

旧

五。

二三七・〇

六〇

八五番の六九地先まで

新

_ _ 九 _ 〇

二三七・〇

山梨県告示第三百九十六号

和建設部において、この告示の日から平成十七年八月十一日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 平成十七年七月二十一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

路 道路の種類 線 名 一三七号 一般国道

Ξ 道路の区域

二九四・〇		新	○一番の一地先まで○一番の一地先まで留吹市大字御坂町上黒駒字桂ノ大道下一九
二九四・〇	六五・〇	旧	の五地先から留吹市大字御坂町上黒駒字小丸二二八四番
(メートル) 長	(メートル)	の旧別新	区

山梨県告示第三百九十七号

域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年八月十一日まで一般の縦覧 に供する 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地

平成十七年七月二十一日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

山梨県告示第四百号

道路の種類 県道

路 線 名 河口湖上九一色線

Ξ 道路の区域

山梨県	
売告示第	
三百九-	
十八号	

設部において、この告示の日から平成十七年八月十一日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十七年七月二十一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

県道	種道類路の
箕輪須玉線	路 線 名
五一五番の四地先まで北杜市須玉町大字穴平字源長二五六九番の一地先から北杜市須玉町大字穴平字西川二北村市須玉町大字穴平字西川二	区間
回10.0	(メートル) 長
日七月二十一平成十七年	期日 開始の

山梨県告示第三百九十九号

五日をもって完了した。 県営土地改良事業 (下栗原地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十七年三月二十

平成十七年七月二十一日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

十四日をもって完了した。 県営土地改良事業 (塩山地区中山間地域総合整備事業)の工事は、平成十七年三月二

平成十七年七月二十一日

山梨県知事 Ш 本 栄 彦

公 告

採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、

採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十七年七月二十一日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

試験日時

試験場所 平成十七年十月十四日 (金)午前十時から正午まで

甲府市丸の内一丁目八番五号

Ξ

受験資格

県民情報プラザ

兀 試験科目

年齢、性別、

学歴

居住地及び国籍を問わない。

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令 (環境保全関係法令を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験手続

提出書類

受験願書

記載したもの) 縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、 — 枚

2 受験手数料

しないこと。) 八千円 (受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印は

受験手数料は、出願を取り消し、 又は受験しなかった場合でも還付しない

六 受験願書受付期間

七 時まで。ただし、郵送の場合は、十月六日までの消印のあるものは有効とする。 例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五 受験願書の提出先 平成十七年九月二十六日(月)から十月六日(木)までの山梨県の休日を定める条

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課 (甲府市丸の内一丁目六番一号) に提出す

合格者の発表

格者には合格証を交付する。 山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、

合

九 その他

試験当日持参するもの

受験票

筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課 (電話〇五五 二三三 四二)に問い合わせること。 — 六

公共測量の実施

•

測量を実施する旨の通知があった。 第一項の規定により、平成十七年七月四日付けで甲府地方法務局長から次のとおり公共 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成十七年七月二十一日

山梨県知事 Ш 本 栄

彦

作業種類 公共測量 (地図混乱地域における基準点設置)

作業期間 平成十七年七月五日から同年八月三十一日まで

作業地域 甲府市東光寺一丁目、二丁目及び三丁目の一部

Ξ

\odot 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

のとおり都留市田原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、 次

平成十七年七月二十一日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

氏	名	住
杉本	光 男	都留市大野千八百九十二番地
相川	晴夫	都留市十日市場千五百四十八番地

Щ

Щ

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

都留市田原一丁目十三番三号	厚 夫	藤江
都留市上谷三丁目一番五号	弘	志村
都留市上谷三丁目一番十九号	正彦	渡邉
都留市上谷六丁目七番十一号	隆 久	山口
都留市田原二丁目二番四十五号	友治	安富
都留市田原四丁目三番三十七号	清	安富
都留市田原二丁目十番十九号	清美	堀内
都留市田原二丁目十一番十三号	唯雄	古家
都留市上谷四丁目五番五号	羽田喜久男	羽田
都留市十日市場千四百九十四番地一	忠雄	中野
都留市十日市場千四百三十八番地	福明	齊藤
都留市田原四丁目一番十二号	孝 隶	齊藤
都留市四日市場三百九十番地一	智勇	亀田
都留市つる一丁目十五番二十号	康生	小倉
都留市田原二丁目十三番十五号	繁夫	岩渕
都留市法能四百十一番地三	武文	小池

ledow屋外広告物講習会の開催について

習会を開催する。 山梨県屋外広告物条例 (平成三年山梨県条例第三十五号) 第三十四条の規定による講

平成十七年七月二十一日

開催日時

一日目 平成十七年九月十四日午前九時二十分

二日目 平成十七年九月十五日午前九時二十分

開催場所

甲府市朝気一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター 中研修室

Ξ 科 目

屋外広告物に関する法令

屋外広告物の表示の方法に関する事項

2

3 屋外広告物の施工に関する事項

兀 受講手数料

一科目につき千円 (受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙

をはり付け、消印しないこと。)

五 受講申込み受付期間 受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

除く。) の午前九時から午後五時まで 平成十七年八月二十三日 (火) から同年九月五日 (月) まで (日曜日及び土曜日を

六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県土木部建築指導課(電話〇五五 二二三

七三四)

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成十七年七月二十一日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

の八、一一七一の六及び一一七一の七の区域 中巨摩郡昭和町河西字村西一一六九の一、一一六九の六、一一六九の七、一一六九

二 公共施設の種類、位置及び区域

道	公‡
路	公共施設の種類
	種 類
次の図のとおり	位置及び区域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、 その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行四丁目十五番二十九号 有限会社甲斐地所 代表取締役 川崎昭志

そ **の** 他

山梨県労働委員会告示第四号

ıΣ 当委員会は、労働関係調整法施行令第四条及び労働委員会規則第六十八条の規定によ 次のとおりあっせん員候補者を告示する。

平成十七年七月二十一日

山梨県労働委員会

長 渡 辺 和 廣

渡辺 氏 和廣 名 会委員 弁護士 第三十二・三十三・三十四・三十五・三十六期山梨県労働委員 歴

鶴田 和雄 弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

勝 公認会計士(第三十四・三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

加藤 山 里美 山梨大学助教授 社会保険労務士 第三十六期山梨県労働委員会委員 第三十六期山梨県労働委員会委員

渡辺 一彦 連合山梨事務局長(第三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五

・三十六期山梨県労働委員会委員

青柳 和仁 ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長(第三十六期山梨県労働委員会)

遠藤 長男 JAMキトー 労働組合執行委員長 第三十五・三十六期山梨県労働委員

小沢 政人 NTT労働組合山梨分会分会長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会

中尾

守

東京電力労働組合山梨総支部執行委員長

第三十五・三十六期山梨県労

長 一田 瀬 働委員会委員

茂夫 山梨県経営者協会専務理事(第三十六期山梨県労働委員会委員

眞 長田組土木㈱代表取締役会長(第三十五・三十六期山梨県労働委員会委

小 泉

Щ

梨

県

公

報

第千五百八十八号

平成十七年七月二十一日

正仁 山梨県民信用組合理事長 第三十五・三十六期山梨県労働委員会委員

> 細田 高尾 ㈱アスクテクニカ代表取締役社長 第三十六期山梨県労働委員会委員

俊 ㈱文祥堂オフィスファシリティー ズ代表取締役社長 第三十六期山梨県

労働委員会委員

角田 山梨県労働委員会事務局長

小田切 功 山梨県労働委員会事務局次長

春夫 山梨県労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐

山梨県労働委員会事務局副主幹

新津

高橋

野村 山梨県商工労働部労政雇用課長

望月

山梨県商工労働部労政雇用課総括課長補佐

山梨県商工労働部労政雇用課課長補佐

発行者	山梨県
山梨県	県 公 報
ポー甲府市丸の内一丁目六番一号	第千五百八十八号
]目六番一号	平成十七年七月二十一日
印刷所 ㈱サンニチ印刷	日
刷 甲府市北口二丁目六番	
	五三
	_